

# 令和5年10月1日からインボイス制度が導入

## 課税事業者の課否判定

国内で消費税の課税対象となる取引を行う事業者は、本来的には課税事業者となりますが、課税期間（消費税の課税や税額計算等で基礎となる期間。個人事業者は暦年で、その年の1月1日から12月31日まで）の基準期間（個人事業者は課税期間の前々年。令和3年が課税期間である場合は令和元年）における課税売上高が1,000万円以下であれば免税事業者となります。

なお、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても特定期間（当課税期間の前年の1月1日から6月30日まで）の課税売上高が1,000万円を超えた場合には（課税売上高に代えて給与支払額の合計により判定することも可）、課税事業者になります。

こうした「課税事業者か免税事業者かの判定」や、納付税額の計算方法に簡易課税を選択する場合などの「届出書類を期限内に納税地の所轄税務署長に提出」することに注意が必要です。

## 令和5年10月1日からインボイス制度が導入

令和5年10月1日から適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されることに伴い、これまで免税事業者であった者も「適格請求書発行事業者」として登録（課税事業者となる）が必要となる場合があります。

「適格請求書等保存方式」（インボイス制度）の下では、税務署長に申請して登録した登録事業者が発行する「適格請求書」（インボイス）及び帳簿の保存が仕入税額控除の要件となります。

- 例外として「農協等特例」が措置されており、例えば、農協等の協同組合に「無条件委託」かつ「共同計算」する米などはインボイスがなくても買い手においても仕入税額控除が可能。
- 従事分量配当を仕入税額控除としていた農事組合法人が、納付すべき消費税をこれまでと同額にするためには、組合員が課税事業者となって適格請求書を発行するか検討が必要。
- 経過措置が設けられることにより、令和8年9月30日までは80%、令和11年9月30日までは50%の仕入税額控除が可能。
- 令和元年10月1日から令和5年9月30日までの間にあたる現在の仕入税額控除の方式は、「区分記載請求書等保存方式」。

## 消費税に係る制度改正に関連するスケジュール

